

介護サービス計画(ケアプラン)の作成

認定結果をもとに、自分に合った介護サービスが適切に利用できるよう、居宅介護支援事業
介護サービス計画(ケアプラン)の相談・作成は全額を介護保険において負担しますので、

業者などに依頼して介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。
利用者の自己負担はありません。



要介護1～5

在宅サービスを利用したい方

①依頼する居宅介護支援事業者を決定します

- 本人及びご家族の希望する指定居宅支援事業者を決めて、介護保険の保険証を添えて介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼します。

垂水市内の指定居宅介護支援事業所

垂水市社会福祉協議会	電話：32-6277
居宅介護支援事業所コスモス苑	電話：32-5501
池田温泉クリニック居宅介護支援事業所	電話：32-6600
ほほえみ居宅介護支援事業所	電話：32-9255
介護相談みらい	電話：32-4888

※要支援1・2と認定された方は地域包括支援センターが担当することになります。

垂水市地域包括支援センター 電話：32-5111
令和6年4月から介護予防ケアプラン作成を介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました。

②ケアプランを作成します

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者と相談しながら、サービス利用の原案を作成し、利用者本人やご家族とサービス事業者の担当者を変えた話し合いを持ち、作成されたケアプランの内容について利用者の同意を得ます。

③在宅サービスを利用します

- 訪問介護や訪問看護などを行うサービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって在宅サービスを利用します。

施設サービスを利用したい方

①介護保険施設と契約します

- 入所を希望する施設に直接申し込みます。
居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。

垂水市内の介護保険施設

特別養護老人ホーム 恵光園	電話：32-2851
老人保健施設 コスモス苑	電話：32-5200
老人保健施設 絆	電話：32-6161

②ケアプランを作成します

- 入所が決まったら、施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者 に合ったケアプランを作成します。

③施設サービスを利用します

- ケアプランにそって施設サービスを利用します。



地域密着型サービスを利用したい方

①地域密着型サービス事業者と契約します(地域密着型通所介護は除く)

- 利用を希望する施設に直接申し込みます。
居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。

垂水市内の地域密着型サービス事業所

小規模多機能ホーム ほほえみ	電話：32-5708
小規模多機能ホーム くぬきの里	電話：32-3636
小規模多機能ホーム ひまわりの里	電話：32-6666
小規模多機能ホーム 恵典の泉	電話：34-3511
グループホーム さくらの里	電話：32-1881
グループホーム ひまわり苑	電話：32-6166
グループホーム たるみず太陽の家	電話：32-5030
グループホーム まごころ	電話：32-6676
グループホーム ひいらぎ	電話：35-3686

②ケアプランを作成します

- 利用が決まったら、事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者 に合ったケアプランを作成します。



③地域密着型サービスを利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって地域密着型サービスを利用します。

